



新津商工会議所

No.327-1 2013年9月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

会員大会・優良従業員表彰式典のご案内

日時：11月22日(金)

受付：14:00～

表彰式典：14:40～15:30

記念講演：16:00～17:00

テーマ「新潟県経済の現状」

講師 事業創造大学院大学 名誉教授 原 敏明 氏

パーティー：17:15～18:45

参加費：講演聴講は無料、パーティー参加者は1人 7,000円

場所：新森ホール(秋葉区新津本町4-13-11)

定員：100名(定員になり次第締め切り)

申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



無料で使える!

自社PR!商品PRのための企業支援サイトをご紹介します

1. 商工会議所のザ・ビジネスモール

<特徴> 全国の商工会議所等が共同運営する企業情報サイトです。自社PR、取引先紹介など、ビジネスの活性化や業務の効率化に役立ちます。

<登録企業数> 261,304事業所(H25.09.17現在)

<利用できる方> 当所会員企業の方ならどなたでも利用可

2. 日本政策金融公庫のビジネスマッチング

<特徴> 「売りたい」人と「買いたい」人が自ら商品登録を行って商談を進めていくことができます。

<登録企業数> 14,110事業所(H25.09.17現在)

<利用できる方> 原則として日本政策金融公庫の融資残高を有する方

(注)ご利用にあたっては日本公庫の入会審査があります。

支援サイトの詳細はそれぞれのWebページをご覧ください。

少しずつですが当所会員事業所さんの登録も増えています。

ホームページの発信を検討している事業所さんにもお勧めします。

登録も簡単です。不明な点は当所IT化担当職員までどうぞ。



さつき共済キャンペーン実施中!

当所では9月30日(月)まで、さつき共済特別加入キャンペーンを行っております。会員事業所の福利厚生制度の充実を目的とした共済で、業務上・業務外を問わず24時間保障となっております。このキャンペーンの機会にぜひご検討くださいますようお願い致します。詳しくはパンフレットをご覧ください。

厚生年金保険料率改正のお知らせ

厚生年金保険の保険料率が平成25年9月分から引き上げられました。

《現行》

《平成25年9月分(10月納付分)から》

一般 16.766% 【17.120%】

坑内員・船員 17.192% 【17.440%】

最終的な保険料率(平成29年9月から)は18.3%で固定されます。

参考 平成25年度の国民年金保険料は以下のとおりです。

国民年金保険料(平成25年4月～)

月額15,040円

記帳や帳簿などの保存の必要性

【国税庁 平成25年度版 暮らしの税情報より抜粋】

青色申告の場合

青色申告者は原則として正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳しても良い事になっています。標準的な簡易帳簿の種類は次の通りです。

現金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳

【帳簿書類の保存期間】

帳簿	7年
決算関係書類	7年
現金預金取引等関係書類	(前々年分所得300万円以下の方は5年)
その他の書類	5年

白色申告の場合

白色申告者(青色申告者以外の方)でも一定の方には次のような記帳制度や記録保存制度が設けられています。

記帳制度

前々年分あるいは前年分の事業所得等(事業所得、不動産所得及び山林所得)の合計額が300万円を超える方(記帳対象者)は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

記録保存制度

事業所得等のある方で、前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している方や税務署長から所得金額などについて決定を受けている方、総収入金額報告書を提出している方など(記録保存対象者)は帳簿や書類を保存する必要があります。

確定申告をしなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は総収入金額報告書を提出しなければなりません。

【帳簿書類の保存期間】

記帳対象者	法定帳簿	7年
	任意帳簿	5年
記録保存対象者	書類	
	帳簿及び書類	



新津商工会議所

No.327-2 2013年9月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.45%~
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.55%

セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです

【個人営業の方】 ・ 申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・ 見積書 (設備資金をお申込の場合)	【法人営業の方】 ・ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・ 最近2期分の確定申告書・決算書 ・ 最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・ 見積書(設備資金をお申込の場合)
---	--

申込み先

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付 (無担保・無 保証融資)	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.65%
---------------------------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区：遠山、東部地区：近藤、南部地区：蠅野、西部地区：桐生)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽に相談下さい。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

10月1日(火)・11月5日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

10月8日(火)・11月12日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



~ワンポイント知識~

遺族年金について

受給要件

国民年金の遺族基礎年金及び厚生年金保険の遺族厚生年金は、それぞれ次の加入者などが死亡したときに、死亡者と生命維持関係にある遺族に支給されます。

(1) 死亡者の要件

遺族基礎年金	遺族厚生年金
国民年金の加入者 国内居住の60歳以上65歳未満の者 老齢基礎年金の受給資格期間満了者 又は受給権者	厚生年金保険の加入者 加入中の病気やケガで、退職後に初診日から5年以内にある者 1級又は2級の障害状態にある障害 厚生年金の受給権者 老齢厚生年金の受給資格期間満了者 又は受給権者

遺族基礎年金・遺族厚生年金いずれも、
については保険料納付要件が必要
遺族厚生年金の から を短期要件、 を長期要件といい年金額が異なる

(2) 遺族の要件

遺族基礎年金	遺族厚生年金
子のある妻又は子 妻は子と生計を同一であること	配偶者及び子 父母 孫 父祖母 もっとも順位が高い者だけが受給 できる

いずれの遺族も死亡者と生計同一かつ年収が850万円未満であること
子・孫は未婚で18歳の年度末前、又は1,2級の障害状態にあるときは
20歳未満であること

(3) 年金額

遺族基礎年金	遺族厚生年金
妻に支給される年金額 786,500円+子の加算(226,300円) 10月からは、778,500円	報酬比例×3/4 死亡者が短期要件の場合は、加入期間が300ヶ月未満のときは、300ヶ月あるものとして計算します。